

実施計画変更認可申請の状況および今後の申請予定

No.	件名	変更箇所	申請日	申請番号	重複状況	補正申請の可否	対応状況
1	除染装置スラッジ移送装置の設置	<ul style="list-style-type: none"> 目次 II 2.5 本文 添付3 2.7 添付2 添付3 2.47(新規記載) 本文、添付1～4 III 第1編 附則 第2編 附則 第3編 2.2.2 	R1.12.24	廃炉発官R1 第171号	<ul style="list-style-type: none"> No.2 No.4 No.4 No.2,5,6,9,10 No.2,6,10 No.2,3,4,6,8,10 と重複 	<p>要</p> <p>【記載変更】 【既認可反映】(原規模発第2002199号, 2005271号, 20070804号, 2008037号, 2009291号, 20101210号, 2010302号, 2101222号, 2101291号, 2102022号, 2102222号, 2103115, 2104063号, 2107074号, 2107271号, 2109223号, 2111054号, 2111112号)</p>	<p>【2019年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○12/24に変更認可申請及び面談を実施。面談にて下記コメントをいただいております。2020/1/28に面談において下線部について、回答。 ・線量評価などの前提条件と考え方を示すこと。 ・運転中の作業員被ばくや廃棄物発生量について、説明すること。 ・海外調達品の品質確保について、説明すること。 <p>【2020年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1/28の面談において下記コメントを頂いている状況。 ・検査の考え方について、説明すること。 ○6/11に面談実施し、コメントは頂いていない状況。 <p>【2021年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○10/7, 11/4の審査面談を踏まえ、11/22の監視評価検討会において、下記を基本とした設計方針の要求事項を頂いており、追加設計に向けた対応を実施中。 ・廃スラッジを非密封で取り扱う区域を設定し、当該区域について、常時負圧の維持機能及び浄化機能を備えた設備とすること。 ・脱水を充填する保管容器は長期的な安定保管に向け、十分な遮蔽・閉じ込め機能を確保する設計とし、耐用年数を評価すること。 ・ダスト対策としてHEPAフィルタを設置する場合は環境条件を考慮した設計・運用とすること。 ・令和3年9月8日の原子力規制委員会を踏まえ、地震による機能喪失時の公衆被ばく影響評価を行い、供用期間、内包する液体放射性物質等を勘案して適切な地震動の設定や必要な対策の検討を行うこと。 <p>【経緯】</p> <p>—</p>
2	放射性物質分析施設第2棟の設置	<ul style="list-style-type: none"> 目次 II 2.48(新規記載) 本文、添付1～26 III 第1編 附則 第2編 附則 第3編 2.2.2 別冊集目次 別冊25(新規記載) 	<ul style="list-style-type: none"> R2.5.20 R2.6.30 R3.1.8 R3.5.6 	<ul style="list-style-type: none"> 廃炉発官R2 第22号 廃炉発官R2 第67号 廃炉発官R2 第233号 廃炉発官R3 第30号 	<ul style="list-style-type: none"> No.1 No.1,5,6,9,10 No.1,6,10 No.1,3,4,6,8,10 と重複 	<p>要</p> <p>【既認可反映】(原規模発第2107074号, 2107271, 2109223号, 2111112号)</p>	<p>○3/26に面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2/13の福島県沖地震をふまえて、審査中の案件について、影響評価に係る対応方針と今後のスケジュールを示すこと。 ○4/8, 4/22に2月13日地震を踏まえた今後の評価に係る面談において、以下のコメントを頂いており、11/11の面談にて説明し、再度説明を行う予定。加えて、11/11の面談で下線部のコメントを頂いている状況。 ・2月13日地震の大きさの特定と今後の設計にどのような地震波を適用するか、整理すること。 ・燃料子プリー等の分析業務の全体像における第2棟の設置目的とそのスケジュール、他分析施設との関係も含めた第2棟の役割、分析・試験項目について、これまで説明を受けた資料を更新し説明すること。 ・公衆への被ばく影響の評価について、これまで示された評価は、使用施設等の基準において示されている評価方法、具体的には閉じ込め機能の喪失と遮へい機能の喪失及び1事故当たりの喪失の組み合わせを十分に考慮していないと考えるところ、設備毎に求められる安全機能を整理した上で、改めて耐震クラスの分類の際の影響評価として検討し説明すること。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○5/20変更認可申請。5/25, 6/4, 6/16に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、6/30の面談において回答。 ・燃料子プリー取り出しから分析施設での分析するまでの一連の流れを詳細に説明すること。 ○6/24, 6/30, 7/2面談を実施し、以下のコメントを頂いており、7/15/29, 7/30の面談において回答。 ・外部火災の影響について、説明すること。分析後の廃棄物の扱いについて、説明すること。建物の共振について、問題がないことを説明すること。 ○8/27に面談を実施し、コメントは頂いていない状況。 ○9/16, 9/24, 9/30に面談を実施。9/4の面談において、以下のコメントを頂いており、10/15の面談において回答。 ・外部火災の考え方について整理すること。非常用照明の設置要否について、再検討すること。 ○7/15, 7/29, 7/30面談実施。以下のコメントを頂いている状況。下線部は9/16, 10/15, 10/21, 10/29において回答。 ・廃棄物の扱いについて、全体取り纏め説明すること。施設全体の安全設計について説明すること。 ○10/15の面談において、以下のコメントを頂いており、10/29の面談において回答。 ・非常用照明の設置に関する検討結果(法令との関係や設置場所)について説明すること。臨界警報発生時の対応について説明すること。 ○10/29の面談において以下のコメントを頂いており、11/11, 11/20に回答。 ・不活性ガス消火設備の運用について問題なく消火できることを説明すること。 ○11/6に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、11/20に回答。 ・閉じ込め機能にあるセルの前後弁を自動化しない理由を説明すること。 ○11/11, 11/20に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、11/27の面談において回答。 ・消火用のN2ボンベの本数の算出について、根拠を持って説明すること。 ○11/27面談において以下のコメントを頂いており、12/11回答。 ・屋内の消火水槽の容量根拠を説明すること。 ○12/11面談実施。1/8補正申請。 ○第85回監視評価検討会(11/16)に頂いた臨界管理のコメントについて、11/20, 12/11, 1/5, 1/18, 2/3に回答。 ○1/5, 1/12に面談を実施し、1/18の面談にて回答 ・JAEAの火災防護装備について、説明すること ○1/18面談を実施し、2/3の面談にて回答。 ・閉じ込め機能として、隔離弁を自動化する場合のリスクを説明すること。 ○2/3の面談にて以下のコメントを頂いており、2/18の面談にて評価条件を説明。 ・臨界管理について、モデルの不均衡一効果を考慮し再評価すること。 ○2/28, 3/4に面談実施し、以下のコメントを頂いており、3/18の面談において回答。 ・モデルの不均衡一効果の分類の仕方について、妥当性を説明すること。 ・臨界評価において3号機のMOX燃料を用いる事の妥当性を説明すること。第2棟で取り扱う量の根拠を説明すること。 ○4/15面談を実施し、コメントは頂いていない状況。 ○1/15に補正申請(1/8)した内容について、一部誤記が確認されたため、5/6の補正申請にて対応。 ○5/8に頂いたコメントについて、6/9に面談を実施。

<p>3</p> <p>大型廃棄物保管庫への使用済吸着塔架台設置</p>	<p>・II 2.45 本文 添付7 添付13</p> <p>・III 第3編 2.2.2</p>	<p>R2.7.22</p>	<p>廃炉発官R2 第79号</p>	<p>No.1,2,4,6,8,10</p> <p>と重複</p>	<p>要</p> <p>【既認可反映】(原規模発第.2104063.2109223号)</p>	<p>○10/15の面談において以下のコメントを頂いており、11/26の面談において「地震応答解析について、地盤改良後の地盤モデルで再評価する旨回答。下線部は11/19、11/26、12/16の面談において回答したが再度説明を求められている状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期地盤モデルとして、1F-5・6号機の地盤モデルを使用することの妥当性を説明すること。 ・クレーン本体の耐震評価について説明すること。 <p>○11/26面談で回答した地震応答解析の再評価については、3/5面談において速報として中間報告を実施。次回以降面談において、建屋の応答解析等の結果を報告予定。</p> <p>○12/16面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NS、EW、Zの3方向の解析結果をSRSSによって組み合わせる評価方法について、先行実績等も踏まえて、その妥当性を示すこと。 ○2/9,2/16に面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・適切な地震応答解析を踏まえ、適切な地震加速度等を用い、クレーン、架台の耐震計算を行うこと。 ○3/26に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、11/4の面談にて回答。 ・2/13の福島県沖地震をふまえて、審査中の案件について、影響評価に係る対応方針と今後のスケジュールを示すこと。 ○4/9に面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・吸着塔支持はりの自重に対しての評価や保管架台の転倒評価について、鉛直方向の動的地震力による評価及び水平方向地震力との組み合わせ評価を行い示すこと。 ・構造材料の材料物性、断面特性、許容応力等について、強度評価対象となる全ての部材を整理すること。 ○4/8、4/22に2月13日地震を踏まえた今後の評価に係る面談において、以下のコメントを頂いており、11/4の面談にて回答。 ・2月13日地震の大きさの特定と今後の設計にどのような地震波を適用するか、整理すること。 ○7/5に面談を実施。面談において以下のコメントを頂いている状況。 ・公衆への放射線影響評価について吸着塔本体や架台が健全であることが前提としているが、詳細を説明すること。 ○9/29に、今後の耐震評価に係る面談を実施しており、以下のコメントを頂いている状況。 ・使用済吸着塔の転倒、漏えいがないと前提した場合、Ss900での定量的耐震評価を実施すること。 ○11/4の面談において、以下の主なコメントを頂いている状況。 ・耐震設計の見直しについての検討評価の流れについて、当該設備の地震の影響による公衆被ばく影響を示した上で、耐震クラスの設定及び評価フローを示して説明すること。 ・耐震クラスの設定の前段階として行おうとしている波及的影響評価について、その内容及び位置付けを整理して説明すること。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○7/22変更認可申請及び面談を実施し、以下のコメントを頂いており、9/25の面談にて回答。 ・架台の構造図、接続方法を示し、解析モデルの妥当性を説明すること。耐震性評価に用いている応答スペクトルの設定方法を示し、妥当性を説明すること。 ○9/8の面談にて以下のコメントを頂いており、9/25の面談にて回答。 ・架台の構造図について、基礎固定部及び鋼材接続方法について説明すること。 ○9/25に面談にて以下のコメントを頂いており、10/15の面談にて回答。 ・架台の耐震評価について静的震度における耐震強度評価を説明すること。 ○11/19に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、12/16の面談にて回答。 ・クレーンが転倒した際の建屋への波及的影響について説明すること。
<p>4</p> <p>使用済セシウム吸着塔一時保管施設(第三施設)の変更</p>	<p>・II 2.5 本文 添付2 添付3 添付14</p> <p>2.16.1 本文(変更なし) 添付4</p> <p>2.16.2 本文(変更なし) 添付7</p> <p>・III 第3編 2.2.2</p> <p>・別冊5</p>	<p>R2.11.17</p>	<p>廃炉発官R2 第178号</p>	<p>No.1</p> <p>No.1</p> <p>No.8</p> <p>No.8</p> <p>No.1,2,3,6,8,10</p> <p>と重複</p>	<p>要</p> <p>【記載変更】 【既認可反映】 (原規模発第2101291.2104063.2109223号,21111054号)</p>	<p>○4/8に2月13日地震を踏まえた今後の評価に係る面談において、以下のコメントを頂いており、回答準備中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月13日の地震を踏まえたボックスカルバートに係る影響評価を示すこと。 ○7/21面談にて、以下のコメントを頂いており、10/25の面談にて説明し、敷地境界線量評価を改めて行いその内容を反映した補正提出するようコメントを頂いた。 ・第三施設からの直接線・スカイシャイン線による実効線量評価においてスラリーの放射能濃度をⅢ第3編2.2内の「評価対象核種及び放射能濃度」の3/4としている理由について、Sr90の制動放射X線の寄与が大きいとされているが、敷地境界線量評価に対してどの程度寄与しているなど、線量評価との関連性を説明すること。 ○9/29に、今後の耐震評価に係る面談を実施しており、以下のコメントを頂いている状況。 ・ボックスカルバート連結ボルトについて、Ss900の加速度に対する耐震評価をすること。 ・Ss900の解析のスケジュールを説明すること。加えて、スラリー安定化処理設備の工程遅れ状況を踏まえ、HIC保管容量推移を示すこと。 ○10/25面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・今後の耐震の再評価のスケジュールについて、評価項目毎に作業フェイズなどを示し、進捗がわかるようにしたうえで、早めに説明をすること。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○11/17変更認可申請、面談を実施。面談にて以下のコメントを頂いており、12/23の面談において回答。 ・ボックスカルバート192機設置にあたり、ALPSの運転状況やHICがひっ迫することを踏まえて設置時期が妥当であることを説明すること。 ○12/23面談において、以下のコメントを頂いており、2/9の面談において回答。 ・ボックスカルバートに格納するHICの分類の表面線量のしきい値の変更を行うにあたり、HICの表面線量を測定している計器の誤差も考慮しているのか説明すること。 ○3/30に以下のコメントを頂いており、6/24の面談において回答。 ・ボックスカルバート192機設置にあたり、発生する水素量を示すこと。 ○5/17に以下のコメントを頂いており、6/24の面談において回答。 ・HIC吊り上げ中に地震がきたときの影響を説明すること。 ○6/24面談において、以下のコメントを頂いており、7/21の面談において回答。 ・HIC表面線量測定について、遠隔機器を用いて行っているとのことだが、HICのどの位置を測定しているか等測定方法等について説明すること。

<p>・II 2.11 本文 添付1-1 添付1-2 添付3-1 添付4-1 添付4-2 添付4-3 添付5</p> <p>2.15 本文 添付1</p> <p>・III 第1編 附則</p> <p>第3編 2.13</p> <p>第3編 3.12</p>	<p>R2.12.25</p>	<p>廃炉発官R2 第226号</p>	<p>No.7,9</p> <p>No.9</p> <p>No.7</p> <p>No.9</p> <p>No.9</p> <p>No.1,2,6,9,10</p> <p>No.6,9</p> <p>No.9</p> <p>と重複</p>	<p>要 【既認可反映】 (原規規発第210122、 2102022 号、2102222、2104063 号、2107074、2107271、2109 223号、2111112号)</p>	<p>○3/17面談実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・地震時の荷重の組合せの考え方を整理の上、適切な地震動を用いて評価を行うこと。 ・原子炉建屋及び燃料取り出し用構台の地震応答解析モデルにおける全ての床応答スペクトル算定条件及び結果の詳細を示すこと。 ○5/18の面談において、以下のコメントを頂いている状況。 ・燃料取扱設備に適用する許容応力について、基準地震動Ssに対する波及的影響の確認方法と併せて、その設定の考え方を改めて整理して説明すること。 ○5/28の面談において、以下のコメントを頂いている状況。 ・移送操作中の燃料集合体の落下時の影響評価について、現在の燃料冷却や配置等の状況を踏まえ、現実的な評価となるよう考え方を整理し、改めて説明すること。 ○8/16に面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・燃料取扱設備が原子炉建屋と燃料取り出し用構台の中間にある場合の固有周期を示し、耐震評価位置選定の妥当性を説明すること。 ○9/29に、申請内容の分割について面談にて説明し、以下の主なコメントを頂いており、10/28、11/9の面談で回答。 ・分割が必要となった理由を明示すること。 ・燃料及び輸送容器の取扱い、2号機原子炉建屋南側の開口工事等も含めて、2号機の燃料取り出し関連設備に係る申請、耐震評価及びび工事の全体工程が分かるように整理した上で、分割申請の内容について改めて説明すること。 ・原子炉建屋オペレーティングフロアへの遮蔽設置について、作業員の被ばくを最小限にする上での今後の具体的な進め方を説明すること。 ○10/13面談実施し、以下のコメントを頂いており、11/9の面談で回答。 ・想定外事象への対応に関し、油圧ラインのトラブルについては油圧供給装置本体に限らず、燃料取扱設備内の油圧配管等のトラブルに向けた対応を説明すること。 ・油圧機器に対する防火対策について、自動消火装置の設置区画の開口状況が、消火剤の製品仕様によって定められている開口状況に含まれることを説明すること。 ○10/28の面談において、以下の主なコメントを頂いている状況。 ・構台の耐震クラスをB+クラスに設定した根拠として、構台が破損した場合の一般公衆への被ばく影響評価及び廃炉工程への影響等についての考え方を整理して説明するとともに、申請書に記載すること。 ・燃料取扱設備を本申請から分割して別申請とすることについて、先行して審査を進める必要がある構台の耐震性評価に用いた燃料取扱設備、構内用輸送容器等の荷重条件等(動作姿勢・位置による違いを含む)を明確にした上で、本申請の申請書に記載すること。 ・燃料取扱設備の耐震性評価フロー等については、分割後の別申請において改めて詳細を説明すること。 ○11/9の面談において、以下の主なコメントを頂いている状況。 ・構台の設置工事における2号機原子炉建屋内での有人作業について、作業内容、被ばく低減対策及び計画被ばく線量を具体的に説明すること ・敷地境界線量に与える影響について、構台の設置に伴い従来の排気設備から換気設備に切り替えることによる変化が分かるように示すとともに、構台設置後の最大評価地点での実効線量(評価値)の合計値を示すこと。 ○11/30の面談において、以下の主なコメントを頂いている状況。 ・事故シナリオの想定を詳細に示すこと。 ・基礎に対するSs600 とSd450の比較を具体的に示すこと。</p> <p>【経緯】 ○12/25変更認可申請、12/25、1/13に面談を実施し、1/28の面談において回答。 ・各クレーンの位置制御方法、安全機能について説明すること。燃料取扱機、クレーンの定格荷重の根拠を説明すること。SFPゲートへの衝突防止対策について説明すること。 ○1/21「燃料取り出し用カバーの構造強度及び耐震性」に関する面談において、以下のコメントを頂いており、1/28の面談にて回答。 ・燃料の保管状況や健全性について、評価し実施計画に記載すると共に、説明すること。 ○2/4「放射性物質の飛散・拡散を防止するための機能」に関する面談を実施し、以下のコメントを頂いており、3/25の面談にて回答。 ・換気設備の全体的な考え方について、設定条件を示しつつ説明すること。 ・遮へい体の形状や主要部の構造等と提示し、計算書として纏めること。 ○3/9「燃料取り出し用カバーの構造強度及び耐震性」の面談において以下を回答。 ・オイルタンク、弾性支承について、断面図等を用いて配置を示すとともに、設置目的や役割、解析上のモデル化の具体例を示すこと。 ○1/28「燃料取扱設備の構造強度及び耐震性」に関する面談において、以下のコメントを頂いており、4/1の面談にて回答。 ・遮蔽水深の確保の考え方について、説明すること。 ○2/10「オペロ床面に設置する遮へい体の落下防止」に関する面談を実施し、以下のコメントを頂いており、3/25の面談にて回答。 ・除染について、具体的な工法を説明すること。 ○3/9「燃料取り出し用カバーの構造強度及び耐震性」に面談において、以下のコメントを頂いており、3/17の面談にて回答。 ・燃料取扱設備の耐震評価をする際のカモメント(反力の方向や設備の評価位置等)について説明すること。 ○3/25面談実施し、以下のコメントを頂いており、4/14の面談にて回答。 ・遮蔽体の耐震評価について、水平方向のみでなく、鉛直方向についても考慮すること。 ○4/1面談にて頂いた下記コメントについては、4/14の面談にて回答。 ・使用済燃料プール内で遮蔽水深を確保しながら燃料移動をするための燃料取扱機の制御設計及び運転操作上の留意点について、具体的な移動例を用いて説明すること。 ○2/18「放射線モニタリング、放射線管理関係設備等」に関する面談を実施し、以下のコメントを頂いており、4/15/28の面談にて回答。 ・エリア放射線モニタを設置する2箇所について、作業ステップ毎の作業員の配置、作業内容、想定被ばく量等を説明すること。 ・作業エリアの雰囲気線量計画値(0.05mSv/h)の設定根拠を詳細に説明すること。 ○4/1面談実施し、以下のコメントを頂いており、6/4の面談において回答。 ・リスクアセスメントについて、あらゆる想定事象が網羅されていることが分かるように全体像を示すとともに、燃料損傷、使用済燃料プールの損傷等の原子力安全に関わる重大事故については、他の想定リスクも含めて詳細に説明すること。 ○4/14面談実施し、以下のコメントを頂いており、5/28の面談において回答。 ・燃料取扱時の昇降レベルを一定にするための燃料取扱機の制御について、信頼性の確保に係る考え方を説明すること。 ・燃料取扱設備の監視・制御装置において、多様化・多重化した計器類を挙げるとともに、当該計器類を用いて安全に設備を運用するために検出すべき状態(過荷重等)について説明すること。 ・品質管理強化策について、関係部門の横断的な体制が設置及び運用段階まで継続することが分かるように示すこと。 ○5/11の面談において、以下のコメントを頂いており、6/10の面談にて回答。 ・ばね付きオイルダンパ及び弾性支承における水平方向力を負担しない機構について、一般産業施設等における実績を示すとともに、確実に実現できることを具体的に説明すること。 ・地盤及び改良地盤の物性値(動的変形特性等)について、設定根拠及びその適用性を明示すること。 ○6/4の面談において、以下のコメントを頂いており、6/23面談で回答。 ・2号機燃料取り出し設備設置における火災対策を説明すること。 ○7/14面談実施し、技術的なコメントは頂いていない状況。 ○3/9面談の下記コメントは8/24の面談にて回答。 ・弾性支承及びオイルダンパについて、使用前検査で何を確認すべきか、確認方法も含めて説明すること。 ○6/10の面談において、以下のコメントを頂いており、7/14、8/16面談で回答。 ・ばね付きオイルダンパの原子炉建屋との水平摩擦力を無視できることを、境界条件となるテフロン板とステンレス板の摩擦係数を具体的に示し、説明すること。 ・ばね付きオイルダンパへの影響や遮蔽コンクリートとの離隔距離が確保されていることを確認するため、ランウェイガータの鉛直方向、水平方向の最大変位を説明すること。 ・耐震設計で考慮している改良地盤はMMSや既存基礎部、既存人工岩盤を含んだ構成となっている。改良地盤として扱って問題ないことを説明すること。 ○6/23の面談において、以下コメントを頂いており、9/29の面談にて回答。 ・自動消火装置の消火方法及び仕様について、想定している火災の発熱量、温度上昇等に対して技術的に妥当であることを定量的に説明すること。 ○8/24面談を実施し、以下コメントを頂いており、9/29の面談にて回答。 ・オイルダンパの性能検査で実施する試験について、オイルダンパを含め試験速度、解析で得られた応答速度及び機器仕様としての最大速度の関係を整理し、試験条件の設定の考え方を説明すること。 ・換気設備のダストモニタについて、排気設備切り替えに伴う系統構成の変更施設定期検査の確認項目に影響しない理由を詳細に説明すること。 ○9/29に、申請内容の分割について面談にて説明し、以下のコメントについては10/13の面談にて回答。 ・換気設備切替後の施設定期検査において、従来の排気設備からの測定範囲の変更が、測定項目(検査の確認項目)の判定基準に及ぼす影響について説明すること。 ・想定外事象への対応について、最小限の復旧作業を有人作業で実施できるようにするための設備対応等を説明すること。 ○9/29に、今後の耐震評価に係る面談を実施。</p>
--	-----------------	-------------------------	---	--	--

2号機燃料取り出し関連設備の設置
(燃料取扱設備設置、2号機オペレーティングフロアの遮蔽、燃料取り出し用構台設置)

<p>6</p> <p>多核種除去設備スラリー安定化処理設備設置</p>	<p>・II 2.16.5(新規) 本文 添付1 添付2 添付3 添付4 添付5 添付6 添付7</p> <p>・III 第1編 附則 第2編 附則 第3編 2.1.3 第3編 2.2.2 別冊9</p>	<p>R3.1.7 R3.4.15</p>	<p>廃炉発官R2 第232号 廃炉発官R3第 17号</p>	<p>No.1,2,5,9,10 No.1,2,10 No.5,9 No.1,2,3,4,8,10 と重複</p>	<p>要 【記載変更】 【既認可反映】(原規規発 第 2107074,2107271,2109223 号,2111112号)</p>	<p>○4/23面談を実施しており、以下のコメントを頂いており、6/2の審査面談及び6/7、7/12監視評価検討会で下線部については、回答。 ・当該設備におけるSs-90の取扱量はIAEA基準に照らせば、遮蔽付きグローブボックス等を必要とする取扱量であるため、これを開放空間において安全に取り扱えとする考え方及び理由 について説明すること。 ・フィルタープレス機がある部屋の空気中の放射性物質濃度の評価結果は全面マスクを用いても入室できないほど高レベルとなっているが、トラブル等の際には若干時間を空けて換気を行えば全面マスクで入域できるとする考え方及び理由について説明すること。 ・当該設備では放射性物質を取り扱う設備において重要なハウダリの考慮がなされていないが、その考え方及び理由について説明すること。 ・設備の運転において、作業員が行う作業内容や、その際に想定されるリスク及び対策について説明すること。 ・放射性ダストが飛散するおそれが最も高い工程として排水物の落下時の想定がされているが、HIC内の攪拌作業やフィルタ交換、トラブル時にフィルタープレス機への作業員の接近による再飛散等、考え得る様々な状況に対して、最大のリスクとなるような評価がなされているか説明すること。 ・耐震評価については、2/13の地震についての地震動の分析評価を踏まえた上で、再度説明すること。</p> <p>【経緯】 ○1/7変更認可申請し、面談を実施。以下のコメントを頂いており、2/25の面談にて回答。 ・建物の耐震B,Cエリア、耐震B,Cクラスの設備がどのような設備があるのか整理し説明すること。 ・建屋内の換気管理を行うエリアを詳細に説明すること。 ・建屋の防火対策について、法律の観点と設備の特殊性の観点を踏まえ、説明すること。 ○2/25面談にて、以下のコメントを頂いており、4/23の面談にて回答。 ・設備のメンテナンスについて、メンテナンス時の作業員の被ばく等について説明すること。 ・保管容器の構造・仕様等について説明すること。 ・崩壊熱や可燃性ガスの評価計算に用いている値の根拠を説明すること。 ○3/17面談にて、一部補正の申請時期を説明。併せて、以下のコメントを頂いており、4/23の面談にて回答。 ・安全確保策(火災に関する記載や、避難経路等に関する記載)に関する記載を検討すること。 ○4/15補正申請。 ○6/2の審査面談及び6/7監視評価検討会において、下記のコメントを頂いており、7/12の監視評価検討会で回答。 ・閉じ込め機能を達成する上で、非常用電源の設置、フィルター排風機の多重化、ダストモニタリングの連続監視が必要であると考え、これを踏まえた東電の考え方を示すこと。 ・脱水物保管容器について、40年という耐用年数を担保するのであれば、炭素鋼の使用条件を見直すべき。</p>
<p>7</p> <p>1号機原子炉建屋大型カバー設置 1号機原子炉建屋既存カバー解体</p>	<p>・II 2.11 本文 添付4-2 添付6</p>	<p>R3.6.24</p>	<p>廃炉発官R3 第43号</p>	<p>No.5,9 No.5 と重複</p>	<p>否</p>	<p>○7/19、8/23の面談において、以下のコメントを頂いており、11/2の面談において回答。 ・R/B外壁について、事故の影響を考慮した健全性評価方法を説明すること。 ○9/7の面談において、以下の主なコメントを頂いており、11/2の面談において回答。 ・原子炉建屋の外壁の事故後の健全性が確認できていないことから、アンカー削孔作業前に原子炉建屋の非破壊検査等の外壁調査を実施すること。 ・原子炉建屋大型カバーの荷重がアンカーを介して伝わる原子炉建屋の応力集中部位について、事故後の状態及び健全性を整理し、説明すること。 ○9/29に、今後の耐震評価に係る面談を実施しており、以下のコメントを頂いており、11/2の面談において回答。 ・原子炉建屋の外壁調査スケジュールを説明すること。 ・1号機大型カバーについて、大崩落した場合の波及的影響を示すこと。 ○10/13の面談において、以下の主なコメントを頂いており、11/2の面談において回答。 ・耐震審査方針変更に伴う影響評価方針について、1/25s450 ガル(水平2方向+鉛直方向)を適用した場合の耐震評価について、今回実施する評価でどこまで確認できるのかを明確にするとともに、申請上の位置づけ及び具体的な設計体系全体の評価フローを示すこと。 ・1号機原子炉建屋大型カバーの設置に伴う原子炉建屋の外壁調査については、詳細調査及びコンクリートコア採取に係る代表的な調査箇所を選定について、外観調査結果、建屋内瓦礫散乱状況、応力集中部位等の総合的な観点から、判断基準及びその妥当性を整理し説明すること。 ○11/2の面談において、以下の主なコメントを頂いており、下線部については、11/18の面談において回答。 ・既設原子炉建屋の外壁調査計画について、アンカー削孔に伴う建屋への影響について、アンカー削孔が地震時に面内せん断ひび割れを助長し、耐震壁の強度等を低下させないことを実験等の科学的根拠に基づいて整理し説明すること。 ・1号機大型カバーに係る1/25s450 評価について、水平2方向の組合せに用いる直交する地震動について、全く同じ地震動が同時に2方向に入力されることは現実的に考えにくいとしているが、1Fでの地震観測記録を踏まえて、その根拠をサイト特性として整理した上で説明すること。 ・Ss900による放射性物質の放出シナリオにおける損傷モードや影響等のうち、想定として評価及び算出しているものについては、確定した解析として設定根拠やその妥当性について示すこと。 ○11/18の面談において、以下の主なコメントを頂いている状況。 ・外壁調査スケジュールに関して、アンカー等の本体工事の認可前着手にあたり、アンカー削孔に伴うR/B耐震壁への影響、被ばく低減、復元性を踏まえ整理すること。また、西面最上段の調査をホールドポイントとし、本スケジュール成立の条件、調査結果が悪い場合の対応期間を整理すること。</p> <p>【経緯】 ○6/24変更認可申請。6/28に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、7/19に面談において回答。 ・燃料取り出し計画全体像、設計仕様の相互関係、燃料取り出しまでの工程等がわかるように整理すること。 ・先行して組み立てる仮設構台と大型カバーとの関係を説明すること。 ・3、4号機の原子炉建屋カバーとの比較を整理して説明すること。 ○7/19の面談において、以下のコメントを頂いており、8/23、9/7、11/2の面談において回答。 ・高線量下を踏まえた鉄骨建方の計画や、アンカーの打設計画を説明すること。</p>
<p>8</p> <p>増設多核種除去設備の前処理設備改造工事</p>	<p>・II 2.16.1 本文(変更なし) 添付2 2.16.2 本文 添付1 添付3 添付4 添付5 添付9</p> <p>2.16.3 本文(変更なし) 添付4</p> <p>・III 第3編 2.2.2</p>	<p>R3.7.27</p>	<p>廃炉発官R3 第63号</p>	<p>No.4 No.4 No.1,2,3,4,6,10 と重複</p>	<p>要 【記載変更】 【既認可反映】 (原規規発第2109223号、 2111054号)</p>	<p>○9/9の面談において、以下の主なコメントを頂いており、10/13の面談にて説明。引き続き審査面談の中で確認を行う。11/10の面談において、下線部については回答。 ・線量評価に使用した放射能濃度について、水中に含まれる放射性核種が除外されている事を含め、設定の考え方を詳細に説明すること。 ・強度・耐震評価について、第30回原子力規制委員会(9/8)で了承された耐震設計における地震動と適用の考え方を踏まえ、追設設備の耐震設計の考え方を詳細に説明する事。 ○10/13の面談において、以下の主なコメントを頂いており、11/10の面談において回答。 ・本追設の効果について、CFFの詰まり発生頻度の低減や沈殿槽での異物の除去がCFFでのトラブルの回避につながると考えられることから、CFFのリスク低減効果も含めて設備全体としてのメリットを説明すること。 ・本追設後の増設多核種除去設備全体からの公衆への線量影響を基に耐震クラスを評価すること。 ・1/25s450 ガル(水平2方向+鉛直方向)に対する機能維持評価においては、運転の継続に必要な機能の維持や閉じ込め・遮蔽機能の維持を求めており、ポンプ・タンク等の他、漏えい拡大防止壁、タンクの内部配管や攪拌機のシャフト等の健全性を含めて、増設多核種除去設備としての処理機能の維持について評価するとともに、計算書の形に整理して説明すること。また、必要に応じて機動的対応を含めて説明すること。 ○11/10の面談において、以下の主なコメントを頂いている状況。 ・既設配管との取り合い部の追設工事について、配管の汚染状況に応じた追加の安全対策があれば説明するとともに、その他の機器の追設工事を含めて発生する固体廃棄物の扱いについて説明すること。 ・耐震クラスの判定に使用した線量影響評価について、耐震評価と併せて計算書の形に整理して説明するとともに、申請書に記載すること。 ○12/8に面談予定。</p> <p>【経緯】 ○7/27変更認可申請。7/28に面談を実施し、主に以下のコメントを頂いており、9/9の面談において回答済。 ・本施設により期待されるメリットを定量的に示すこと。また、本施設が後段の吸着塔の除去性能に及ぼす影響を説明すること。 ・追設設備の仕様について、材料や容量等の選定理由を説明する事。 ・追設設備に係わる確認事項を具体的に説明する事。 ○9/9の面談コメントを10/13の面談で回答。 ・本設備を追設する事で、CFFの詰まり発生頻度及び設備利用率の改善効果及びスラリー濃縮率向上に伴うHIC発生量低減効果を定量的に説明する事。</p>

9	1号機原子炉建屋を覆う大型カバーへの換気設備他設置	<ul style="list-style-type: none"> ・II 2.3 本文 添付9 2.11 本文 添付3-1 添付7 2.15 本文 添付1 ・III 第1編 附則 第3編 2.1.3 3.1.2 	R3.8.23	廃炉発官R3 第80号	<ul style="list-style-type: none"> No.5,7 No.5 No.5 No.5 No.1,2,5,6,10 No.5,6 No.5 と重複 	<p>要 【記載変更】【既認可反映】 (原規規発第2109223号,2111112号)</p>	<p>○10/7の面談において、主に以下のコメントを頂いており、下線部については11/17の面談にて回答。 ・換気設備の風量設定について、大型カバーの材質を踏まえて大型カバー外壁や屋根が最大何℃まで上昇するかを示すとともに、大型カバー内の機器等の熱負荷に加えて、上記の大型カバー外壁や屋根の温度上昇による熱負荷を考慮した結果、実際の大型カバー内の温度が何℃まで上昇するのかについても示すこと。 ・本年9月8日の原子力規制委員会で示した福島第一原子力発電所の耐震設計における地震動の適用の考え方を踏まえて、換気設備を耐震Cクラスとした考え方を説明すること。 ○10/27の面談において、以下の主なコメントを頂いている状況。 ・本申請で設置する換気設備の耐震クラス分類をCクラスと評価するに至った、機能喪失時における公衆被ばく線量評価についての条件や解析等の詳細を示すこと。 ○11/17の面談において、以下のコメントを頂いている状況。 ・カバー隙間からの漏えいを考慮した場合の敷地境界線量評価について説明すること。</p> <p>【経緯】 ○8/23変更認可申請。8/27に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、9/16の面談において回答。 ・本申請の設置及び変更の目的を明確に示した上で、各設備等の役割を説明すること。 ・換気設備の設計条件について、排気風量の設定根拠を説明すること。 ・非常用注水設備の代替手段について、大型カバー設置前後で方法を比較し、説明すること。 ○9/16の面談において以下のコメントを頂いており、10/7の面談にて回答。 ・設定用外気温度について、約40年前の気象データを使用しているため、至近の気象データで評価した場合の必要風量評価を説明すること。 ・大型カバー壁面からの熱負荷を評価し、説明すること。</p>
10	固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・II 2.10 本文 添付5、添付17～26 ・III 第1編 附則 添付1 添付2 ・III 第2編 附則 添付1 添付2 ・III 第3編 2.1.1 2.2.2 2.2.4 	R3.11.5	廃炉発官R3 第143号	<ul style="list-style-type: none"> No.1,2,5,6,9 No.1,2,6 No.1,2,3,4,6,8 と重複 	<p>要 【既認可反映】(原規規発 第2111112号)</p>	<p>○11/5変更認可申請。11/10に面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・固体廃棄物貯蔵庫第10棟を設置することの必要性、構成する設備の通常時及び事故時に要求する安全機能並びにその要求に基づく設計によって定めた各構成設備の仕様、貯蔵する保管容器の運用・管理の方法、耐震Cクラスとした線量評価の根拠、通常時の敷地境界線量評価においてCo-60を代表核種とした根拠等の申請内容の詳細を説明すること。 ○12/1面談予定。</p> <p>【経緯】 ー</p>

No.	件名	変更予定箇所	申請予定時期		概要
①	2号機燃料取扱設備の設置	・II 2.11 ・II 2.15 ・III 第1編 ・III 第3編	R3.12		【概要】 本件は現在申請中の「2号機燃料取り出し関連設備の設置」から2号機燃料等を取り扱う燃料取扱設備の機器設計・製造・設置に関する内容を分割して申請するもの。
②	サブドレンピットの移設 (No.20, 21)	・II 2.6 ・II 2.35 ・III 第3編	R3.12		【概要】 2号機燃料取り出しに伴う構台設置のための地盤改良工事の影響を考慮し、No.20・21ピットの位置を変更する。 他案件に合わせて申請予定。
③	セキュリティ(核物質防護とサイバーセキュリティ)分野における組織変更	・III 第1編 ・III 第2編	R3.12		【概要】 柏崎刈羽原子力発電所のIDカード不正使用および核物質防護設備の機能一部喪失に関わる改善措置計画における対策として、核物質防護管理者が求められる職務を確実に遂行できるよう組織変更を行う。具体的には、セキュリティ(核物質防護とサイバーセキュリティ)を統括する職位を所長直下に設置するもの。
④	建屋滞留水の定義変更に伴う実施計画変更	・III 第1編	R4.1		【概要】 床面以下に貯留する残水について一部管理方法の変更に伴う実施計画の変更。
⑤	濃縮水タンク内濃縮廃液の移送	・III 第3編	調整中		【概要】 濃縮水タンクに保管されている濃縮廃液を保管用の濃縮廃液貯槽に移送を行う。 申請中の「セシウム吸着塔一時保管施設(第三施設)の変更」に合わせて申請予定。
⑥	ALPS処理水海洋放出設備設置	・II 2.5 ・II 2.50(新規作成) ・III 第3編	調整中		【概要】 ALPS処理水海洋放出について政府方針が決定されたことから、海洋放出に必要な設備を新設する。 また、実施計画IIIへ評価対象核種、線量評価を反映する。
⑦	放射性物質分析・研究施設第1棟の換気空調設備の記載変更	・II 2.41	調整中		【概要】 本施設は、固体廃棄物の処理・処分策検討などの技術開発を目的とし、主に固体廃棄物の性状を把握するための分析施設である。2017年3月に認可を受け、2021年6月竣工に向け工事を実施していたが、2021年1月に換気空調設備の送・排風機の2台運転において、所定風量に達しないことを確認した。この対応策として、既に設置した設備による風量において、安全性の確認ができ次第、風量の記載を変更するもの。
⑧	多核種除去設備の連絡配管設置	・II 2.16.1 ・II 2.16.2 ・II 2.16.3	調整中		【概要】 既設ALPSサンプラタンク(フランジ型)の運用における信頼性を向上させることを目的に、既設ALPSから増設・高性能ALPSのサンプラタンク(溶接型)に処理した水を送ることができる『連絡配管』を設置する。 申請中の「増設多核種除去設備の前処理設備改造工事」に合わせて申請予定。
⑨	5・6号機滞留水処理済水構内散水量の変更	・III 第3編	調整中		【概要】 5・6号機Fタンクエアリアフランジタンク内包水の減容を早期に実施するため、5・6号機滞留水処理済水構内散水量を70,000kg/日から80,000kg/日へ変更および散水量変更に伴う線量評価の変更を行う。
⑩	2号機のPCV内部調査及び試験的取り出し作業のうち試験的取り出し	・V	調整中		【概要】 2号機PCV内部調査にあわせて実施する試験的取り出し作業であり、少量の燃料デブリをアーム型装置で取り出しを行う。

現状の審査状況を踏まえた優先案件の整理

優先度:高

No.5 2号機燃料取り出し関連設備の設置
(燃料取扱設備設置, 2号機オペレーティングフロアの遮蔽, 燃料取り出し用構台設置)

No.8 1号機原子炉建屋大型カバー設置
1号機原子炉建屋既存カバー解体

No.9 増設多核種除去設備の前処理設備改造工事

→ Ⅲ章第1編, 第2編の重複案件の流れ

→ 放射性廃棄物等の管理

→ 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備の重複案件の流れ

→ 放射線管理

→ 目次、別冊目次の重複案件の流れ

【実施計画一覧表】

I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価	1 全体工程	1.1	全体工程 1~4号機の工程
	2 リスク評価	1.2	5・6号機の工程
1 設計, 設備について考慮する事項	1.1	1.1	リスク評価の考え方
		1.2	特定原子力施設の敷地境界及び敷地外への影響評価
II 特定原子力施設の設計, 設備	2	2.1	特定原子力施設における主なリスク
		2.2	特定原子力施設の今後のリスク低減対策
2 特定原子力施設の構造及び設備, 工事の計画	1.1	1.1	原子炉室の監視
		1.2	残留熱の除去
1.2	1.2	原子炉格納施設雰囲気監視等	
	1.3	不活性雰囲気維持	
1.4	1.4	燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理	
	1.5	電源の確保	
1.6	1.6	電源喪失に対する設計上の考慮	
	1.7	放射性固体廃棄物の処理・保管・管理	
1.8	1.8	放射性液体廃棄物の処理・保管・管理	
	1.9	放射性気体廃棄物の処理・管理	
1.10	1.10	放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等	
	1.11	作業者の被ばく量の管理等	
1.12	1.12	緊急時対策	
	1.13	設計上の考慮	
2.1	2.1	原子炉圧力容器・格納容器注水設備	
	2.2	原子炉格納容器内窒素封入設備	
2.3	2.3	使用済燃料プール設備	
	2.4	原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備	
2.5	2.5	汚染水処理設備等	
	2.6	滞留水を貯留している(滞留している場合を含む)建屋	
2.7	2.7	電気系統設備	
	2.8	原子炉格納容器ガス管理設備	
2.9	2.9	原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器	
	2.10	放射性固体廃棄物等の管理施設	
2.11	2.11	使用済燃料プールからの燃料取り出し設備	
	2.12	使用済燃料共用プール設備	
2.13	2.13	使用済燃料乾式キャスク貯蔵設備	
	2.14	監視室・制御室	
2.15	2.15	放射線管理関係設備等	
	2.16.1	2.16.1	多核種除去設備
2.16.2	2.16.2	増設多核種除去設備	
	2.16.3	2.16.3	高性能多核種除去設備
2.16.4	2.16.4	高性能多核種除去設備検証試験装置	
	2.17	放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(種別廃棄物焼却設備)	
2.18	2.18	5・6号機に関する共通事項	
	2.19	5・6号機 原子炉圧力容器	
2.20	2.20	5・6号機 原子炉格納施設	
	2.21	5・6号機 制御棒及び制御棒駆動系	
2.22	2.22	5・6号機 残留熱除去系	
	2.23	5・6号機 非常用炉心冷却系	
2.24	2.24	5・6号機 復水補給水	
	2.25	5・6号機 原子炉冷却却浄化系	
2.26	2.26	5・6号機 原子炉建屋常用換気系	
	2.27	5・6号機 燃料プール冷却浄化系	
2.28	2.28	5・6号機 燃料取扱系及び燃料貯蔵施設	
	2.29	5・6号機 非常用ガス処理系	
2.30	2.30	5・6号機 中央制御室換気系	
	2.31	5・6号機 構内用輸送容器	
2.32	2.32	5・6号機 電気系統設備	
	2.33	5・6号機 放射性液体廃棄物処理系	
2.34	2.34	5・6号機 計測制御設備	
	2.35	サブドレン排水処理施設	
2.36	2.36	雨水処理設備等	
	2.37	モバイル型ストロンチウム除去装置等	
2.38	2.38	RO逆浸水処理設備	
	2.39	第二モバイル型ストロンチウム除去装置等	
2.40	2.40	放水浄化設備	
	2.41	放射性物質分析-研究施設 第1棟	
2.42	2.42	次期機器修繕設備	
	2.43	油処理装置	
2.44	2.44	放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(種別廃棄物焼却設備)	
	2.45	放射性液体廃棄物等の管理施設及び関連施設(種別廃棄物焼却設備)	

III 特定原子力施設の保安	第1編(1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)		1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置
	第2編(5号炉及び6号炉に係る保安措置)		5号炉及び6号炉に係る保安措置
第3編(保安に係る補足説明)	1 運転管理に係る補足説明		1.1 運轉点検の考え方 1.2 火災への対応 1.3 地震及び津波への対応 1.4 豪雨, 台風, 竜巻への対応 1.5 5・6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の運轉管理について 1.6 安全確保等の運轉責任者について 1.7 1~4号機の滞留水とサブドレンの運轉管理について 1.8 地下水・ドレンの運轉管理について
	2 放射性廃棄物等の管理に係る補足説明	2.1	放射性廃棄物等の管理
3 放射線管理に係る補足説明	3.1	3.1	放射線防護及び管理
	4 保守管理に係る補足説明	4.1	4.1 保全計画策定の考え方 4.2 5・6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の保守管理について
IV 特定核燃料物質の防護			特定核燃料物質の防護
V 燃料デブリの取出し・廃炉			燃料デブリの取出し・廃炉
VI 実施計画の実施に関する理解促進			実施計画の実施に関する理解促進
VII 実施計画に係る検査の受検			実施計画に係る検査の受検
別冊			1
			2
			3
			4
			5
			6
			7
			8
			9
			12
			13
			14
		15	
		16	
		17	
		18	
		19	
		20	
		21	
		22	
		23	
		24	

2021年12月1日
東京電力ホールディングス株式会社

特定原子力施設監視・評価検討会 第96回の議題に関するご相談

- ① ALPS処理水海洋放出設備設置の状況について（実施計画申請されていれば想定）
- ② HICスラリー移替えに向けた進捗状況について
- ③ 廃棄物管理への人的リソース投入に向けた取組み状況について
- ④ 2022年度リスクマップ改定に向けた進捗状況
- ⑤ NDF技術戦略プラン2021について

以上

管理型最終処分場の復旧計画について

2021年12月1日
東京電力ホールディングス(株)

管理型最終処分場について

- 管理型最終処分場とは産業廃棄物最終処分場のうち、埋立地から出る浸出液の集水設備・処理施設が必要なもの（海生生物焼却灰・ばいじんを埋立）
- 現在の運用状況 法令*上は管理型最終処分場として機能しているが、調整池（集水設備の一部）はALPS処理水タンク建設のために撤去しており、処理施設も震災後、停止している状況。
- 今後の方針 法令*に基づく廃止を実施（廃止のためには復旧が必要）

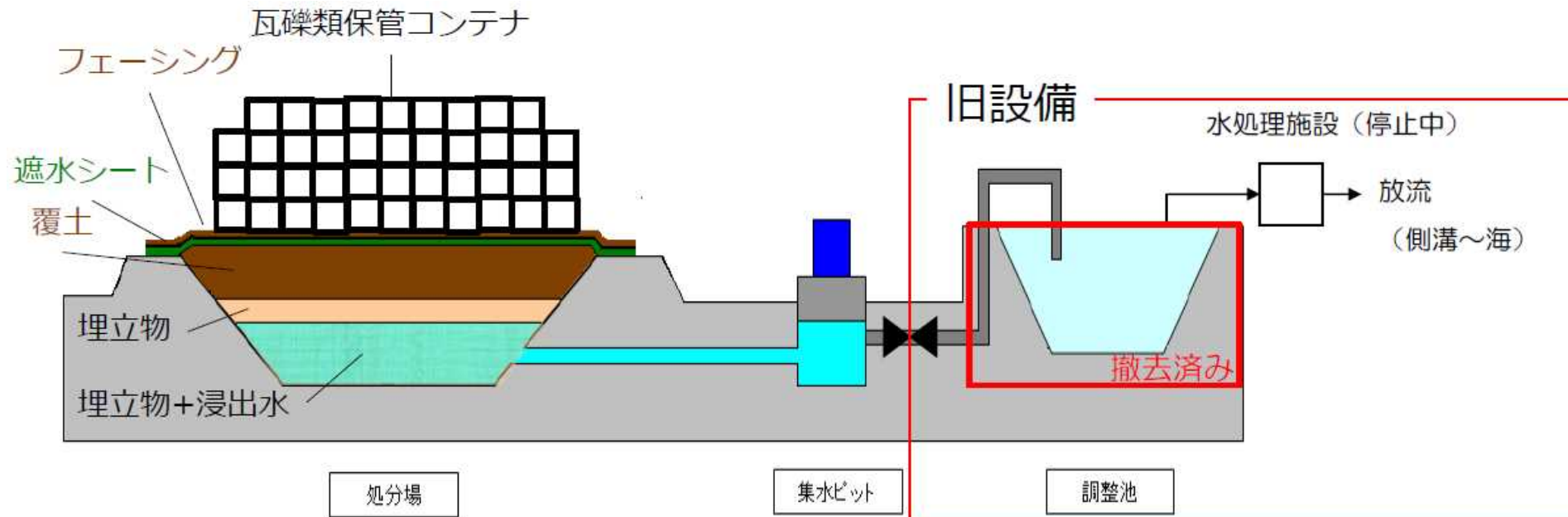
※廃棄物の処理及び清掃に関する法律



これまでの経緯及び福島県相双地方振興局(以下、振興局)とのやりとり

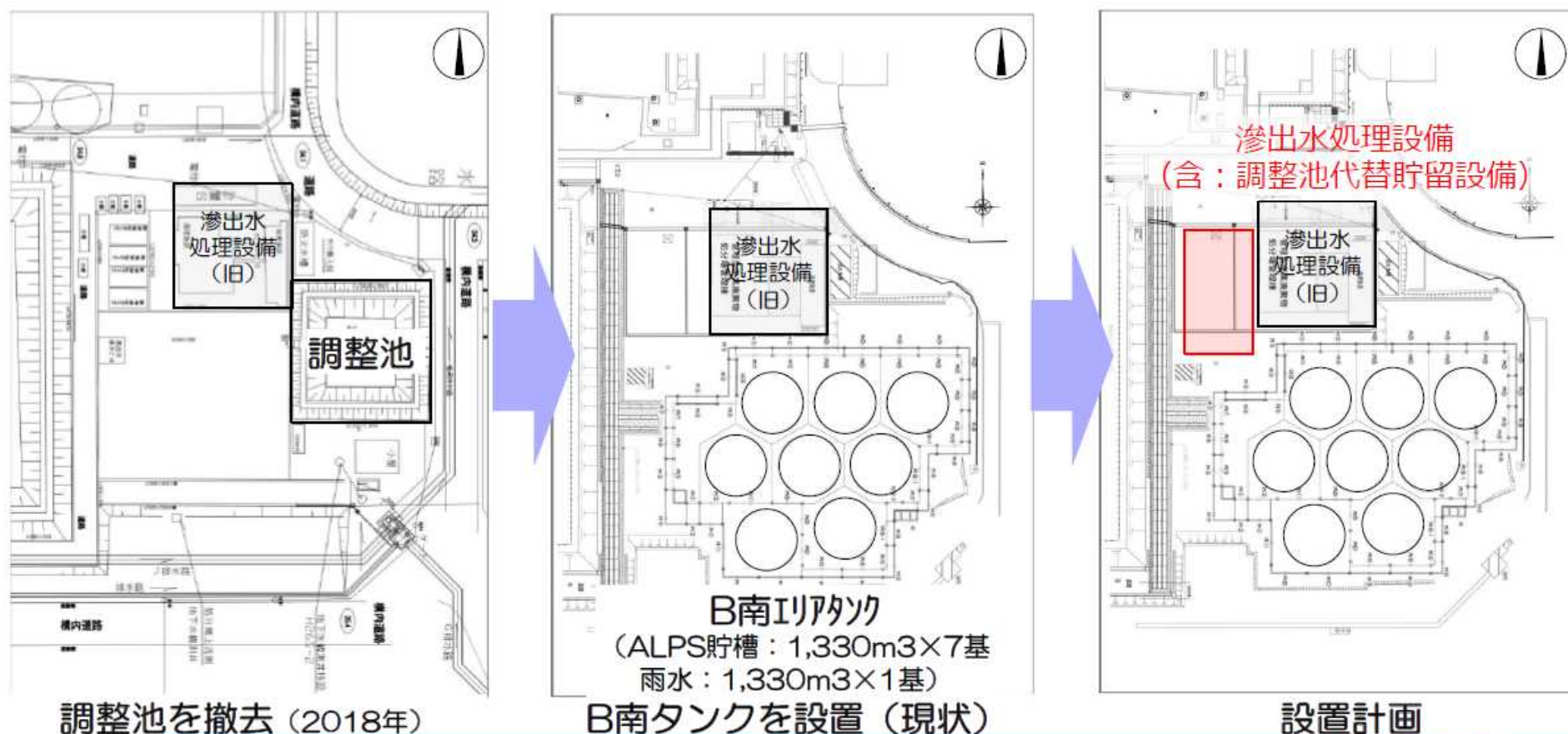
- 2011年5月 管理型最終処分場の上を伐採木一時保管場所として使用することのお願い
- 2012年12月 一時保管品目の変更（伐採木→瓦礫類）
- 2015年7月 管理型最終処分場の浸出水量低減のため遮水シートを設置
- 2016年11月 振興局県民環境部環境課へ管理型最終処分場敷地内の調整池を撤去し、ALPS処理水タンクを設置する計画及び調整池の撤去に伴う代替設備設置の軽微変更届についての説明を実施
- 2021年10月 瓦礫類一時保管エリアJとして運用中

<管理型最終処分場の水処理イメージ>



タンク設置に伴う調整池の撤去と処理設備設置計画

- B南エリアのタンク建設用地とするために、2018年に調整池（500m³）を撤去・埋立
- 滲出水処理設備の復旧に併せて、調整池の代替貯留設備（500m³相当）の設置を計画
- 当初代替貯留設備は鋼製円筒型タンクを想定していたが、処理設備設計の進捗に伴い、処理設備の必要設置面積が想定より大きいことが判明し、「鉄筋コンクリート製の貯留設備 兼 処理設備基礎」として設置する方向で設計検討中。



設置計画

振興局との確認事項

- ◆ 振興局とは定期的に打ち合わせを実施しており、2021年3月の打合せにおいては下記について確認
 - 廃棄物処理施設の設置にあたり、材質・耐震性等の設計基準は廃掃法では要求していない
 - －廃掃法上の設置許可及び廃掃法で要求される、使用期間、水の性質、運用方法等から事業者が決定するもの
 - 振興局は上記について根拠を確認し、施設が問題なく維持できるか審査する
 - なお、炉規制法やその他の法令等の要求から設計に反映したものはそれを説明すること
 - 管理型最終処分場から排出される水を処分場の水処理施設で処理せずに、「炉規制法」上の施設に送ることは「廃掃法」上問題がある

今後の計画

浸出水集排水施設復旧までの工程

2021下期	2022上期	2022下期	2023上期	2023下期
水処理施設 概念設計委託				
	調整池代替 貯留設備設計委託	調整池代替貯留設備設置工事	水処理施設設置工事	

▲ 内包水処理開始
(2024~)

今後の長期的な計画

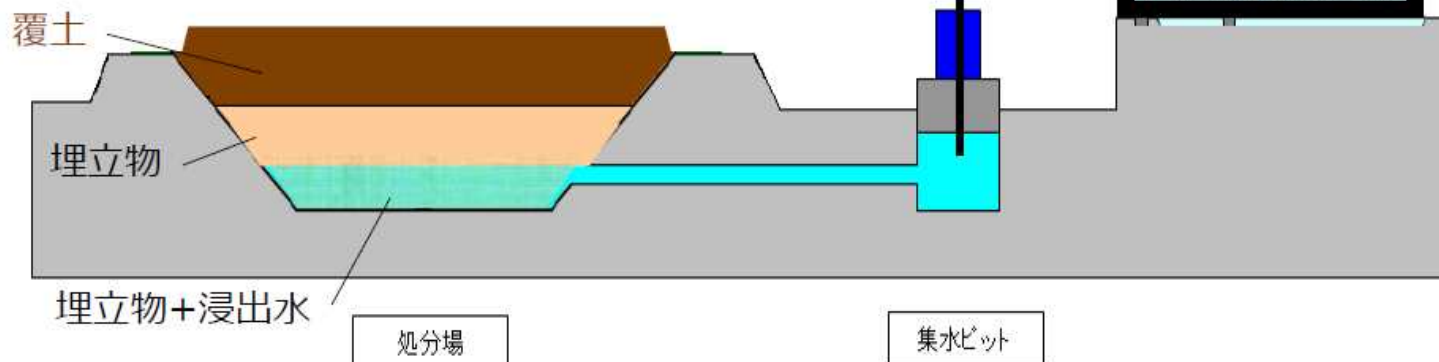
2026年	2028年	~	2031年	~	2040~50年
内包水処理終了	屋外一時保管 エリア解消	管理型最終処分場の復旧	← 平均 約18年* →		

▲ 埋立終了届出

▲ 処分場の閉鎖確認

<管理型最終処分場の水処理イメージ (2031~)>

- 2028年の屋外一時保管エリア解消に伴い、処分場上の瓦礫類保管コンテナを撤去
- 2031年を目途に遮水シート及びフェーシングを剥がし、覆土を行う
- 遮水シート及びフェーシングの撤去に伴い、新たに発生する浸出水の処理も行う



処理後の放射性物質濃度を考慮し適切に処理
(例：汚染水処理設備等で処理)

※最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドラインより

今後の中長期的な計画

今後、管理型最終処分場は埋立終了届出をしたのちに閉鎖（廃止）する
 最終処分場の閉鎖とは、法律上定義はないが、「埋立終了～処分場の廃止」とされている

